平成２４年（フ）第１０８４号
東京都八王子市下柚木３丁目７番地３―303
破産者　有限会社イセキ
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０８５号
東京都八王子市別所１丁目32番地７―603
破産者　井関　治男
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２１１号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６―８―406
破産者　追田　　孝
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１１９号
横浜市保土ケ谷区岩井町１番地９　502、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目47番地７号
破産者　株式会社ケイツー
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８８号
静岡県磐田市上野部1730番地の１
破産者　株式会社浜松ファイン化学
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
愛知県豊橋市大橋通３丁目139番地
破産者　有限会社高橋藁工品店
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８６号
三重県鳥羽市坂手町859番地
破産者　浜田　兆治
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
岡山県倉敷市玉島中央町３丁目12番６号
破産者　有限会社福屋
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
大分市大字旦野原1015番地の３
破産者　有限会社長野青果流通センター
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２５号
千葉県山武市成東2207番地
破産者　伊庭　功剛
法定代理人成年後見人　中村　恒平
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７３号
奈良県磯城郡田原本町千代1197、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧499番地10
破産者　竹内　勝美（旧姓米田）
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７０９号
広島市安佐南区伴東８丁目70番11号
破産者　木川　雅樹
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２４号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目11番４号、開始決定時の住所広島市中区十日市町２丁目１番25―716号
破産者　溝渕　清人
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８８号
札幌市白石区本郷通８丁目北２番１号　豊荘203号
破産者　反田　　歩
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７０号
札幌市東区北39条東17丁目４番12号　波多野アパート201号
破産者　平山　英俊
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７３号
札幌市白石区北郷２条３丁目11番37号
破産者　小柳　英昭
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ２棟26、従前の住所仙台市若林区畳屋丁28番地
破産者　林　キヨ子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
仙台市宮城野区福住町５番地の23、開始決定時の住所仙台市宮城野区宮千代１丁目16―12グリーンハイツ宮千代102
破産者　大友　　茂
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
仙台市青葉区荒巻中央２番12号　ＩＫＵ北仙台201
破産者　江口　真理
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目９番地の６
破産者　清野さつ子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係